

第 2 2 号議案

東京都六市ボートレース事業組合が開催するモーターボート競走施行に係る事務の受託に関する協議について

令和 7 年 1 2 月 1 5 日に議決された第 1 0 8 号議案東京都六市競艇事業組合が開催するモーターボート競走施行に係る事務の受託に関する協議についてに関し、令和 8 年 4 月 1 日付けで東京都六市競艇事業組合の名称が東京都六市ボートレース事業組合に変更されることに伴い、東京都六市ボートレース事業組合と別紙規約のとおり協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

提案理由

東京都六市競艇事業組合の名称が東京都六市ボートレース事業組合に変更されるため提案する。

東京都六市ボートレース事業組合と蒲郡市との間におけるモーターボート競走施行に係る事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 東京都六市ボートレース事業組合（以下「甲」という。）は、蒲郡市モーターボート競走場を借用し、モーターボート競走を開催するため、次に掲げる事務等（以下「委託事務」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、蒲郡市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 蒲郡市モーターボート競走場（以下「競走場」という。）及び競走に必要な附属施設の管理
 - (2) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「競走法」という。）に基づくモーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）の管理及び執行に関する事務。ただし、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第4条に掲げる事務及び別に定める甲が直接執行する事務を除く。
- 2 前項に規定する委託事務のうち、競走法第22条に基づく競走場内等の取締りに関する事務については、甲の責任の下で行うこととする。
- 3 秩序維持等に関して事故等が発生した場合は、乙は遅滞なく甲に報告し、その指示に従うものとする。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条第1項に規定する委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 甲が乙に交付する委託事務の管理及び執行に要する経費は、別に定める開催経費及び事務協力費とする。

(予算の計上)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、毎年度乙の競走事業に係る会計の予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(報告)

第6条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る状況について甲から報告を求められたときは、遅滞なくこれに応ずるものとする。

(連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度会議を開くものとする。甲からの申出がある場合も同様とする。

(条例等の公表)

第8条 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関して適用される乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、乙は、予め、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知があり、当該条例等が改正されたときは、直ちに改正後の条例等を公表しなければならない。

(規約の廃止及び損害賠償)

第10条 乙は、法令の改廃、天災その他の理由により競走事業を行うことが不可能になった場合においては、委託期間中であってもこの規約を廃止することができる。

2 前項の場合には、甲乙双方とも賠償の責めはないものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。